



男鹿コースに潟上市を追加！

グループでの観光におすすめの「秋田市観光myタクシー」が、潟上市も周遊可能になりました。タクシーを3～7時間貸し切り、秋田市・男鹿市・潟上市のご希望の観光スポットを組み合わせ、お得な定額料金で巡ってお楽しみいただけます。

ゴールデンウイークのお出かけや帰省中の友人たちと一緒に、ぜひご利用ください！

問い合わせ▶観光振興課☎(888)5602



ブルーメッセあきた

(一例です)

ご利用までの流れ

- ①行きたい場所・コースを考えます。
- ②「秋田市観光myタクシー」のチラシを、下記の場所で受け取り、10社のタクシー会社から前日までに1社選んでご予約ください。
 - ▶秋田駅待合ラウンジ内の秋田市観光案内所
 - ▶各市民サービスセンター(中央・南部別館を除く)
 - ▶市役所1階総合案内 ▶市内宿泊・観光施設
- ③ご利用当日、タクシーが指定場所にお迎えにあがりますので、チラシに付いている優待券を乗務員にお渡しください。

秋田市内観光のみ予約サイトからも予約できます。

<https://akita-mytaxi.jp>



(入館料などは別途必要)

車種別時間ごとの料金(かっこ内は通常料金)

秋田市内観光コース	
普通車 4人乗り	3時間 = 7,500円(20,640円) 4時間 = 10,000円(27,520円)
ジャンボ 9人乗り	3時間 = 13,000円(31,980円) 4時間 = 17,000円(42,640円)
男鹿市・潟上市観光コース (潟上を含むコースは5・6・7時間のみ)	
普通車 4人乗り	4時間 = 14,000円(27,520円) 5時間 = 17,000円(34,400円) 6時間 = 20,000円(41,280円) 7時間 = 23,000円(48,160円)
ジャンボ 9人乗り	4時間 = 22,000円(42,640円) 5時間 = 27,000円(53,300円) 6時間 = 33,000円(63,960円) 7時間 = 38,000円(74,620円)

おすすめ観光コース

【秋田市4時間】

- ◆秋田城跡歴史資料館→道の駅あきた港 ポートタワーセリオン→土崎みなと歴史伝承館→油谷これくしょん
- ◆新屋ガラス工房→赤れんが郷土館→千秋美術館→あきたの秋田県産品プラザ



土崎みなと歴史伝承館



新屋ガラス工房

【秋田市・男鹿市・潟上市7時間】

- ◆民俗芸能伝承館→セリオン→男鹿総合観光案内所→寒風山→なまはげ館・男鹿真山伝承館→道の駅おがなまはげの里オガレ→小玉醸造→ブルーメッセあきた



セリオン



男鹿総合観光案内所の巨大ナマハゲ

オガレ

小玉醸造

寒風山からの眺め

補助制度で快適な住環境を

■問い合わせ▶住宅整備課☎(888)5770(市役所4階)■

下記の補助制度をご利用ください。詳しくは、市ホームページでもご覧いただけます。記載の「広報ID番号」は、市ホームページ画面上でのページ検索の際に入力してください。

なお、市の補助は、東日本大震災で避難し、市内に居住しているかたも利用できます。また、①の空き家購入か、②の同居の場合、③の住宅リフォーム補助と併用できる場合があります。

ご利用ください「空き家バンク」

市内の空き家の売却・賃貸を希望するかたから登録された情報を、空き家の利用を希望するかたに紹介しています。詳しくは、市ホームページでご覧いただけます。

〈広報ID番号 1007425〉



① 定住目的の空き家の改修工事へ補助

3年以上の定住を目的とした空き家(建築から10年以上経過している物件)の改修工事費の一部を補助します。申請期限は12月1日(火)。〈広報ID番号 1007789〉

■対象(いずれかに該当するかた)

- ▶空き家バンクに登録された空き家か宅建業者が仲介した戸建て住宅を購入し、市外から移住するかた
- ▶空き家バンクに登録された空き家か宅建業者が仲介した戸建て住宅を市外から移住するかたに賃貸する所有者、または賃借して市外から移住するかた

*「秋田市中心市街地活性化基本計画区域内」か「秋田市立地適正化計画の居住誘導区域内」にある住宅は、市内在住のかたも利用できます。

■対象工事

- ▶市内に本店か支店などがある建設業者などが施工する、定住のために必要な本体工事



■補助額

- ▶対象工事費の2分の1。購入は上限100万円、賃貸借は上限30万円
- ▶「秋田市中心市街地活性化基本計画区域内」または「秋田市立地適正化計画の居住誘導区域内」における、市内在住者の購入は上限50万円、賃貸借は上限20万円

② 多世帯同居・近居の住宅改修へ補助

3年以上の多世帯同居や市内にいる家族との住まいが近くなる近居のための、住宅改修や購入などの費用を補助します。申請期限は12月1日(火)。

〈広報ID番号 1007792〉

■対象(いずれかに該当するかた)

- ▶市内で居住用に所有する住宅を改築・改修し、新たに多世帯同居(世帯数が一つ以上増加)をするかた
- ▶親・子・孫など三世代のいずれかが所有し、居住している住宅のそばに市外から近居するかた

*同居か近居する直系卑属が単身世帯の場合は対象になりません。

■対象となる工事と経費

- ▶市内に本店か支店などがある建設業者などが施工する、同居に必要な住宅の本体工事
- ▶近居のために住宅を新築か購入(中古住宅を含む)する費用、近居のための借家(アパートなどを含む)の賃貸借契約に係る敷金・権利金・仲介手数料

■補助額

- ▶同居は対象工事費の2分の1。市内在住者の同居は上限50万円。市外在住者か市内在住者のうち、18歳以下の子どもがいる世帯の同居は上限100万円
- ▶近居の新築・購入費は上限100万円、賃貸借契約は上限30万円

③ 住宅の増改築・リフォームへ補助

市と県では、50万円以上の増改築・リフォーム工事に対して助成を行っています。今年度に工事が完了し、実績報告書を提出する必要があります。

【市の制度】

市内に本店がある建設業者などが行った工事が対象です。補助額は5万円で、「秋田市中心市街地活性化基本計画区域内」であれば10万円。申し込みは住宅整備課へ。申請期限は3月18日(木)。

〈広報ID番号 1007790〉

■対象となる住宅

制度を初めて利用する住宅で、次のいずれかに該当する物件(市内在住で市税の滞納がないことが要件)

- ▶申請者が所有し、居住している
- ▶配偶者か親(配偶者の親を含む)、子が所有し、申請者が居住している
- ▶申請者の親(配偶者の親を含む)か子が所有し、居住している
- ▶申請者が所有し、親(配偶者の親を含む)か子が居住している



【県の制度】

子育て世帯、移住・定住世帯などが行う住宅のリフォームを支援します。詳しくは、秋田地域振興局建築課へお問い合わせください。

☎(860)3491